

八千代市行財政改革大綱第3期推進計画書

(第2次改訂版)

～集中改革プラン～

(平成17年度～22年度)

創意くふう

— 考えます。八千代の未来を —



はじめに

本市では、平成11年3月に策定した行財政改革大綱を、新しい視点や発想による多様な事業手法の導入、行財政改革を取り巻く新たな法整備等に対応した、本市における行政・財政両面にわたる行財政改革のための新たな指針として改訂し、「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」を平成19年11月に策定しました。

この行財政改革大綱（改訂版）では、自己決定・自己責任による地方分権型社会の構築に向けて、市民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体と行政が相互に連携して自立した地域経営を創造する「新たな公共空間」を形成するなど、官と民との役割分担、地域協働によるまちづくりを推進することとしております。

この度、行財政改革大綱（改訂版）の方針のもと、第3期推進計画（改訂版）の平成19年度までの実施結果を踏まえて内容を見直し、取組項目の追加及び変更等を行うとともに、第3次総合計画後期基本計画の第4期実施計画との整合性を図り、計画期間を平成17年度から22年度までの6年間とする「八千代市行財政改革大綱第3期推進計画（第2次改訂版）～集中改革プラン～」を策定いたしました。

今後とも引き続き、行財政改革に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成20年3月

八千代市長 豊田 俊郎

目 次

第 1 部 推進計画の基本的事項	・ ・ ・ 1
第 1 章 第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）の策定	・ ・ ・ 1
I 自立した地域経営を創造する新たな行財政改革	・ ・ ・ 1
II 第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）について	・ ・ ・ 2
第 2 章 第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）の主な取組みの概要	・ ・ ・ 3
第 2 部 推進計画の方策	・ ・ ・ 7
第 1 章 効果的な施策の推進	・ ・ ・ 7
第 1 節 効果的事業展開	・ ・ ・ 7
第 2 節 地域協働の推進と市民参加	・ ・ ・ 13
第 3 節 民間活力導入の推進	・ ・ ・ 15
第 2 章 効率的で質の高い執行体制	・ ・ ・ 19
第 1 節 定員管理及び給与の適正化	・ ・ ・ 19
第 2 節 人材育成の推進	・ ・ ・ 21
第 3 節 市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	・ ・ ・ 22
第 3 章 財政の健全化	・ ・ ・ 23
第 1 節 自主性・自立性の高い財政運営の確保	・ ・ ・ 23
第 2 節 地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革	・ ・ ・ 26

第 1 部 推進計画の基本的事項

第 1 章 第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）の策定

I 自立した地域経営を創造する新たな行財政改革

近年、地方分権や少子高齢化の進展、高度情報化など社会経済情勢は大きく変化しており、市民ニーズの多様化・高度化による新たな行政需要に対応するため、自立した自治体としての行財政改革への取組みがますます求められています。

このためには、自立した地域経営を創造するため、行政資源、地域資源、社会資源等を有効に活用し、より一層、効率的・効果的な行政運営を進め、スクラップアンドビルドの視点から事務事業を再構築し、市民が求める行政サービスを的確に捉え、提供していくとともに、定員管理及び給与の適正化、組織のフラット化などの見直しを行い、費用対効果や成果を重視し、行政の徹底的なスリム化を図ることが必要です。

「八千代市行財政改革大綱第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）～集中改革プラン～」(以下「第 2 次改訂版」という。)では、平成19年11月に本市の行財政改革の推進のための新たな指針として策定した「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」の方針のもと、地方自治法等の改正・施行により行政サービスの担い手の多様化が図られており、自立した地域経営を創造する「新たな公共空間」の形成に向けて、市民団体をはじめ N P O や企業等の多様な主体と行政の役割を的確に分担し、相互に連携する地域協働によるまちづくりを推進する行財政改革に取り組みます。

また、平成20年度から22年度の3か年間は、「第 3 次総合計画」の「後期基本計画第 4 期実施計画」(以下「第 4 期実施計画」という。)の期間でもあり、本市の将来都市像である「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」の実現のための目標達成に向けた最終期間となります。

第 2 次改訂版は、この第 4 期実施計画に掲げた施策の実施を推進面から支えるため、「八千代市行財政改革大綱第 3 期推進計画（改訂版）～集中改革プラン～」の平成19年度までの実施結果を踏まえて推進計画の方策を見直し、取組項目の追加及び変更等を行って策定したものです。

Ⅱ 第3期推進計画（第2次改訂版）について

1. 計画期間

第2次改訂版の計画期間は、改訂版の計画期間である平成17年度から21年度の5年間で1年間延長し、平成17年度から22年度までの6年間として各取組項目の目標を具体的に明示して推進します。

2. 推進体制

計画の確実な推進のため、総合的・全庁横断的な組織である「八千代市行財政改革推進本部」を中心に推進します。

また、各取組項目を複数の部署で推進する場合については必要に応じてプロジェクトチーム等を組織するなど、より機動的な推進体制のもとに進めます。

なお、各取組項目は、進捗状況や社会状況の変化等を的確に捉えるとともに、市民からの意見等を反映させ、不断に内容の見直しを行い、推進します。

3. 進捗状況の公表

行財政運営の透明性の向上を図るため、毎年度の見直しによる取組項目の追加及び変更等については「年度別計画書」を、また、各年度の実施結果については「取組結果報告書」を作成し、市ホームページや広報やちよ等で公表します。

4. その他

「第2部 推進計画の方策」における各取組項目の表記について、「推進部署」欄の（ ）内は、当該取組項目を課内室において推進する場合の部署名を記載しています。また、年度別の実施内容について、複数年度にわたって検討及び実施等を行うものは矢印で表記しています。

第 2 章 第 3 期推進計画（第 2 次改訂版）の主な取組みの概要

1. 定員管理の適正化

平成17年3月に策定した「新たな定員適正化計画」（平成18年4月修正）に基づき、職員の人材開発や意識改革を推進し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素・合理化、民間委託、IT化、外部人材の活用等、効率的な行政運営により、定員管理の適正化に努め、平成23年4月1日の実数として4.8%（対平成17年4月1日）以上の削減を目標に、職員数の一層の純減を図ります。

（単位：人）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計
職員数	1,400	1,377	1,368	1,360	1,348	1,335	1,332	
削減数		△23	△9	△8	△12	△13	△3	△68

2. 給与の適正化

本市では、これまでも、厳しい財政状況に鑑み、特殊勤務手当の見直しや管理職の昇給延伸措置などを実施し、また、国や県における給与構造改革を踏まえた見直しを実施し、給与の適正化に努めてきました。

今後とも各業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度やその運用・水準の適正化を推進します。

3. 民間活力導入の推進

地方分権や少子高齢化の進展、高度情報化などの社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化・高度化に対応可能な行財政運営の基盤を強化するため、行政の守備範囲等を念頭に置き、今後は、今までの成果を検証しつつ、民間の持つノウハウなどの経営資源を活かした効率的・効果的な行政運営を進めるため、民間委託や民営化、指定管理者制度、PFIなどの民間活力の導入を積極的に推進します。

4. 歳入の確保

地方税財政制度が大きな変革期を迎える中で、自主性・自立性の高い財政構造への転換を図るため、歳入面では、自主財源の拡充を図るべく、公平・適正な課税の確保及び徴収率の向上に努めるとともに、広告料収入等の新たな収入源の確保及び市有財産の積極的かつ計画的な利活用の検討、さらに、使用料・手数料をはじめとした受益者負担の適正化に努めます。

5. 歳出の削減

義務的経費、一般行政施策経費等の歳出全般の見直しを行い、目的を達成した事務事業の統廃合や市民と行政の役割分担の見直しなどにより、限りある行政資源を効率的・効果的に投入し、さらなるコスト削減に努めるとともに、債務負担行為の抑制、市債の適正な発行等により、財政の健全化を図ります。

6. その他の取組み

I 事務事業の見直し

多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを行うため、行政の関与の妥当性、必要性、効率性について評価を行い、事業の改革・改善を進めます。

II 電子自治体の推進

「ITを活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」のため、情報通信基盤の整備、個人情報保護・安全対策の充実、情報リテラシーの向上及び推進体制の整備を図り、行政手続きのオンライン化等、電子自治体の構築を推進します。

III 人材育成の推進

人材を「人財」として、職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出すことで組織としての総合力を高め、市民の声に耳を傾け、それを行政運営に反映して地域協働のまちづくりを実現するための職員づくりを各種研修等の実施や人事評価システムの構築等により進めます。

7. 財政効果の目標

計画期間である平成17年度から22年度までの財政効果見込額（地方公営企業分を含む）は以下のとおりです。なお、財政効果見込額は、今後も厳しさを増すことが予想される地方公共団体を取り巻く財政状況や社会経済情勢の変化を考慮し、目標値としています。

第1章 効果的な施策の推進

（単位：百万円）

区分	項目数	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	財政効果見込額
第1節 効果的事業展開 計	5	53	59	7	61	90	13	283
1. 事務事業の見直し	2	3	10	2	3	3	3	24
3. 公的施設	1	—	—	1	5	5	5	16
4. 電子自治体の推進	2	50	49	4	53	82	5	243
第2節 地域協働の推進と市民参加 計	4	1	1	1	1	6	7	17
1. 地域協働の推進と市民参加	4	1	1	1	1	6	7	17
第3節 民間活力導入の推進 計	6	45	76	164	276	366	366	1,293
1. 民間委託の推進	5	45	76	93	131	138	138	621
2. 民営化の推進	1	—	—	71	145	228	228	672
小 計	15	99	136	172	338	462	386	1,593

第2章 効率的で質の高い執行体制

区分	項目数	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	財政効果見込額
第1節 定員管理及び給与の適正化 計	4	363	483	605	681	794	916	3,842
1. 定員管理の適正化	1	196	412	525	600	712	834	3,279
2. 給与の適正化	3	167	71	80	81	82	82	563
小 計	4	363	483	605	681	794	916	3,842

第3章 財政の健全化

区分	項目数	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	財政効果見込額
第1節 自主性・自立性の高い財政運営の確保 計	5	1,446	294	172	172	172	172	2,428
1. 歳入の確保	4	1,030	233	172	172	172	172	1,951
3. 補助金等の整理合理化	1	416	61	—	—	—	—	477
第2節 地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革 計	3	35	35	43	43	43	43	242
1. 地方公営企業の経営健全化	3	35	35	43	43	43	43	242
小 計	8	1,481	329	215	215	215	215	2,670

財政効果見込額合計	27	1,943	948	992	1,234	1,471	1,517	8,105
民間委託推進による人件費分委託料等歳出増見込額計		△188	△235	△244	△338	△348	△348	△1,701
財政効果見込額		1,755	713	748	896	1,123	1,169	6,404

※1 表示は、「第2部 推進計画の方策」に対応しています。

※2 委託等による効果見込額及び職員減による人件費の削減効果見込額については、計画策定時の算定基準（平成16年度平均人件費）を用いて算定しています。

※3 財政効果見込額については、民間委託等の実施により削減効果が見込まれる場合は計画期間中も引き続く効果があるものとして累加しています。

第2部 推進計画の方策

第1章 効果的な施策の推進

第1節 効果的事業展開

事務事業については、これまでも、「最少の経費で最大の効果をあげる」ため、見直し等を行ってきました。

今後とも、地方分権改革に対応し、自己決定、自己責任のもと、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを行うため、行財政改革大綱（改訂版）の趣旨にもとづき、行政評価の活用などの効果的事業展開により更なる事務事業等の改革・改善に取り組みます。

1. 事務事業等の見直し

事務事業等の見直しに当たっては、地方分権に対応し、自己決定、自己責任のもと、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを行うため、市民が必要とするサービスの提供と目的とする成果が得られているかの視点から、行政の関与の妥当性、必要性、効率性について評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止・縮小や類似する事業の再編・整理など事業手法の改革・改善を進めます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
111-1 公共施設循環バス「ぐるっと号」のあり方の検討 運行開始から10年を契機として「ぐるっと号」のあり方を、交通不便地域における生活交通手段の確保、バス事業者など公共交通機関との役割分担、財政負担の軽減等を考慮して抜本的に見直します。	都市計画課	調査 検討	→			方針 決定	
111-2 ホームページ編集の効果・効率化 市のホームページの編集を効果・効率的に行います。	情報管理課	調査 検討	方針 決定	実施			
111-3 納税等の利便性の向上 単身者や共働き世帯等、昼間不在家庭の増加、都市活動の24時間化等、近年の社会状況の変化に対応し、コンビニエンスストアにおける市税収納の検討など、納税者の利便性を高めます。	納税課	運用 準備	運用 開始				
111-4 大和田地区複合施設整備事業構想の見直し 老朽化した大和田図書館の建て替えに伴い、コミュニティ施設等との複合施設として整備する構想について、公民館・図書館整備構想との関連や県立中央図書館の問題を踏まえ、見直します。	生涯学習振 興課	方針 決定					

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
111-5 交通災害共済事業の廃止 共済加入者の相互扶助制度である八千代市交通災害共済を廃止します。 ※ただし、請求権の関係から廃止後、2年間は経過措置を設けます。	生活安全課	廃止					
111-6 投票区の見直し 投票所における選挙事務の適正な管理・執行と有権者の利便性向上のため、投票区の見直しを行います。	選挙管理委員会事務局	調査 検討	⇒	実施 準備	実施		
111-7 期日前投票所の増設 期日前投票において選挙人がより身近な所で投票できるよう期日前投票所を増設します。	選挙管理委員会事務局		調査 検討	実施			
111-8 睦、阿蘇地区のスクールバス運行の検討 学校までの距離が遠い地区の子どもたちの登校・帰宅時の安全を確保するため、スクールバスの運行を検討します。	保健体育課	調査 検討	⇒	方針 決定			

2. 行政評価システムの活用

本市の行政評価は、事務事業の個別評価として、政策・施策・事務事業という体系のもと、計画を立てて実行し、その成果を数値など客観的な指標を使って評価し、次の計画に反映させるというPDS（Plan：計画・Do：執行・See：評価，改革改善）のマネジメント・サイクルを確立することにより、必要とする事務事業に最適な行政資源を重点配分するなど、効率的で質の高い行政運営を実現するための手法の1つとして実施してきました。

この事務事業の個別評価がほぼ定着したことから、今後は次の段階として施策に対する評価を全庁的に展開するため、施策評価システムの研究を行い、実施に向けた環境を整備し、予算・定員管理等と連動させるとともに、総合計画に反映させていきます。

なお、評価結果を今後も引き続き公表することにより、行政のアカウントビリティ（説明責任）と透明性の向上を図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
112-1 行政評価システムの活用 行政評価システムを活用し、成果・コストの管理などの評価結果を事務事業の改革・改善，第3次総合計画の進行管理・予算編成等に活用します。	総合企画課	実施	→				

3. 公的施設

市が所有する公共施設等の設置目的，施設規模，利活用の実態等を踏まえ，市民にとって利便性の高い施設，広く市民に開かれた施設とするため，地域ニーズにも対応した効率的・効果的な利活用を推進します。

また，機能・運営方法・利用見込・維持管理経費等を不断に検証し，可能な限り施設の複合的な利活用の推進による，維持管理コストの抑制に努めます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
113-1 プロジェクトチームによる公共施設再配置の検討 全庁横断的なプロジェクトチームを設置します。施設の配置について包括的に検討し，市の基本的な方針を決定します。	総合企画課	設置準備	設置調査検討	方針決定			
113-2 遊休施設の有効活用 稼働率の低い公共施設については多様性と多機能化などによる複合的利用を進め，地域ニーズに対応した新たな施設サービスを提供します。	管財課 関係各課	調査検討	→		→		
113-3 市民の森を活用した新たな行政サービスの検討 多様化する市民ニーズに対応し，市民の森を活用した新たなサービスを研究します。	公園緑地課	調査検討	→			方針決定	
113-4 八千代市商工会館の廃止 八千代市商工会館の業務を八千代商工会議所の業務として位置付け，八千代市商工会館を廃止します。	商工課	廃止					
113-5 八千代市勤労青少年ホームの廃止 所期の目的を達成したため八千代市勤労青少年ホームを廃止します。	商工課	廃止					
113-6 大和田教職員住宅の廃止 老朽化が著しい大和田教職員住宅を廃止します。	教育総務課	廃止					
113-7 余裕教室の有効活用 生涯学習，福祉活動のために余裕教室等の有効活用の推進を図り，地域に身近な学校づくりをめざします。	教育総務課	実施	→				
113-8 勝田台児童会館の廃止 児童会館は老朽化が進み，建替えの時期を迎えています。同会館は都市公園法第4条に規定する公園施設に該当しないため，建替えをせず廃止します。	子育て支援課 公園緑地課					調査検討	廃止
113-9 勝田台学童保育所の移転 勝田台中央公園在り方検討委員会の提言を受け，勝田台中央公園内にある勝田台児童会館廃止を伴い，同会館内に設置している学童保育所を近隣の小学校に移転します。	子育て支援課					調査検討	実施

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
113-10 市立しろばら幼稚園のあり方の検討 「市立幼稚園在り方検討委員会」を設置し、市立しろばら幼稚園の今後のあり方について検討を行います。	しろばら幼稚園 関係各課				方針 決定		
113-11 学校の適正配置の検討 将来のまちづくりの視点から、重要な公共施設としての小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。	学務課				調査 検討	→	

4. 電子自治体の推進

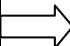
「八千代市情報化基本計画」（平成17年3月策定）の基本目標である「ITを活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」のための3つのビジョン〔①便利で質の高い行政サービスの実現②市民と行政のコミュニケーションと協働の促進③市政運営の効率化と高度化の推進の実現〕をめざし、情報通信基盤の整備、個人情報保護・安全対策の充実、情報リテラシーの向上及び推進体制の整備を進め、情報保護（情報セキュリティの確保）に十分留意しつつ、電子申請システムの導入など行政手続きのオンライン化等により、電子自治体の構築を推進します。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
114-1 文書管理システムの導入 文書の收受から廃棄に至るまでの文書のライフサイクルをコンピュータシステムで管理し、庁内における情報の共有・共用、市民への情報公開の円滑化、文書事務の効率化、意思決定の迅速化、紙の節減による省資源化等を図ります。	総務課	調査 検討	→			導入	
114-2 ホームページの充実 市民や事業者等に迅速に市政情報や各種手続き案内を提供していくため、各部署のホームページを開設し、内容を充実させます。	情報管理課	実施	→				
114-3 電子申請システムの整備 市への各種申請・届出手続をインターネットを利用して行えるシステムを構築します。なお、システム導入後はオンライン化対象手続を順次拡充します。	情報管理課 総務課	調査 検討	→	導入 準備	導入	拡充	→
114-4 電子調達システムの導入 調達手続に関する事務を電子化して事務の効率化を図るためにシステムを構築します。	情報管理課 契約課	調査 検討	→	試行 導入	導入	拡充	→

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
114-5 公共施設予約案内システムの導入 公共施設の前予約や利用状況の確認、予約結果の確認をパソコンや携帯電話のインターネットから行えるシステムを導入します。	情報管理課 関係各課	導入	調査 検討				拡充
114-6 コミュニティ地図システムの整備 市民生活等にかかわる情報等をインターネット上の地図に掲載できる情報交換システムを構築します。また、電子メールやフォーラム、電子掲示板等の機能により、市民相互及び市民と行政の情報交換を進めます。	情報管理課 関係各課	調査 検討					
114-7 行政情報ネットワークシステムの整備充実 パソコンの一人1台体制や周辺機器等の整備、通信回線の高速化、既存のグループウェアシステム機能の充実を行います。庁内における各種情報を体系的に電子化し、利活用の拡大を図ります。	情報管理課 関係各課		調査 検討				
			一部 実施				
114-8 統合型地理情報システムの整備 庁内ネットワークを利用して地理情報と各部局が保有する関連業務情報を共有・共用し、業務の効率化を可能とするシステムを整備します。	情報管理課 関係各課	調査 検討					
114-9 情報セキュリティ対策の充実 外部からの不正アクセスやウィルスによるデータ漏洩、破損等の被害からコンピュータを防御するとともに、災害などへの対策に万全を期し、安全かつ適正に情報通信システムを運用するため、各種情報資源に対する安全対策の充実を図ります。	情報管理課					調査	環境 整備
114-10 基幹情報システムの検証 現在稼動している基幹情報システムのサービス効果や費用対効果について、外部専門家（ITコーディネーター）を含めた全庁的な体制を整備し、現行業務の簡素化と合理化、情報資産や情報資源の効率的運用により、定員管理とIT関連経費の適正化を図り、「便利で質の高い行政サービスの実現」のためのシステム構築を目指すため、基幹情報システムを検証し、本市情報システムの構築プランを策定します。	情報管理課				検討		計画 策定
114-11 不審者情報メール配信サービスの実施 不審者情報等を携帯電話にメールとして送信し、市民の安心安全を確保します。	生活安全課 関係各課				実施		

5. 入札・契約制度改革

本市では、平成15年11月に学識経験者及び公募による市民で構成された「八千代市入札、契約制度検討委員会」からの「最終提言」を受け、入札、契約制度のあり方についての総合的な検討を行い、事務処理の適正化、公正な競争の確保、市民から信頼を得られる事業の推進と事業者の発展を図るとともに、その実効性を確保するため、電子入札システムの構築等、より透明性の高い契約システムを構築し、入札制度の改革・改善を進めていますが、今後とも国の入札・契約制度改革に対応し、不断に内容の見直しを行います。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
115-1 入札契約適正化委員会の設置 入札及び契約の手続きに関し、その公正の確保及び透明性の向上を図るため、入札契約適正化委員会を設置します。	契約課	設置					
115-2 電子入札制度の導入 入札事務の効率化を図るため、電子入札システムを構築します。	契約課	調査 検討	導入 準備	試行 導入	導入	拡充	
115-3 登録業者の格付けの評価の見直し及び公表 格付けにかかる評定項目とその基準を見直します。格付け基準及び評価結果について、公表内容、方法等にかかる公表基準を策定し、公表します。	契約課	調査 検討	実施				
115-4 指名停止基準・業者の市民公表 指名停止基準や指名停止業者を市のホームページで公表します。	契約課	実施					

第2節 地域協働の推進と市民参加

行政の様々な施策の立案段階において市民参加を一層推進するため、分かりやすい情報提供、市民との対話等を積極的に進めます。

パートナーシップの確立においては、市民と行政が同じ目線で施策などの議論を重ね、果たすべき責任と役割を分担し合う、地域協働によるまちづくりの実践を積み重ね、市民活動に対する意識の向上に取り組みます。

また、これらを通して公正で透明性の高い市政運営を確保し、公聴機能を充実させるための環境整備を図り、その活性化を進めます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
121-1 市民満足度調査の実施 第3次総合計画第3期実施計画の施策に対する市民の満足度を把握します。	総合企画課	調査 検討	⇒	実施			
121-2 パブリックコメント制度の導入 政策等の立案段階で、趣旨、目的、内容等を市民に公表し、広く市民等からの意見や情報を求めて、本市の意思決定過程における透明性の確保と説明責任を果たすため、パブリックコメントを制度化します。	総合企画課	調査 検討	導入 準備	導入			
121-3 各種審議会等委員の公募促進 各種審議会等の活性化、公平で開かれた審議会等の運営の確保及び市民の政策形成過程への参加機会の拡充を図るため、公募委員の割合を高めます。	総合企画課	実施	⇒				
121-4 国際交流協会の設立 市内国際交流団体を一元化し、団体相互の連携を図りながら、市民の発想を生かした幅広い国際交流を推進するため、国際交流協会を設立します。	総合企画課 (国際推進室)	設立					
121-5 市民活動サポートセンターの運営・管理の見直し 市民の持つ豊かな社会経験と創造力を生かした効果的で効率的な市民活動サポートセンターの運営・管理体制の拡充を図ります。	総合企画課	調査 検討	⇒			一部 実施	⇒
121-6 市民提案型による新たな男女共同参画社会づくりの推進 時代の変化や新たな市民ニーズに的確に対応するため、市民団体の自主的な活動を支援することにより男女共同参画社会づくりを進めます。	男女共同参画課	実施	⇒				
121-7 環境学習ボランティア講師の登録及び紹介事業の実施 ボランティアで環境学習の講師となる専門家を募集・確保し、学習会を行う団体等に紹介します。	環境保全課 (環境政策室)	実施	⇒				

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
121-8 市民と連携した街区公園管理 アダプト制度を活用した街区公園の管理を推進し、公園愛護の啓発と地域コミュニティを促進します。	公園緑地課	実施					
121-9 学校評議員制度の導入 学校が、家庭や地域と連携して子どもたちの健やかな成長を図っていくため、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映していきます。	指導課	調査 検討	導入 準備	導入			
121-10 コミュニティ推進計画の見直し 市民参加を基調とし、市民と行政がパートナーシップに立ち、協働してまちづくりに取り組むことを進めていくため、平成10年3月に策定した「八千代市コミュニティ推進計画」の見直しを行います。	総合企画課				調査 検討	方針 決定	策定
121-11 プレーパークの整備 子どもが自分の責任で自由に自然の中で遊ぶ体験を提供するため、県立八千代広域公園事業地内の自然林等を市民・NPO法人・行政等が整備します。	元気子ども課			整備 準備	整備		
121-12 生涯学習ボランティアバンクの整備 市民の持つ多様で高度な知識や技術を地域に還元していく仕組みとして、「生涯学習ボランティアバンク」を整備し、その情報を生涯学習情報提供システムにて市民に提供します。	生涯学習振興課				制度 整備	運用 開始	
121-13 市民団体等との協働による犯罪のないまちづくりの推進 「(仮称)八千代市犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、市民団体等と行政がそれぞれの役割を分担の上、指導的役割を担う人材の育成等を通じて、協働して地域の防犯活動に取り組み、犯罪のないまちづくりを推進します。	生活安全課			調査 検討	条例 制定 実施		

第3節 民間活力導入の推進

「民間でできることは民間に委ねる」という基本原則のもと、公益性と必需性の観点から民間活力導入の可能性について検証を行い、最適な手法によって民間活力を導入し、効率的・効果的な事務事業の推進を図るとともに、すでに民間活力を導入している事務事業であっても、今までの成果を検証しつつ、不断に見直しを行い、今後とも、民間の持つノウハウなどを活かした行政運営を進めます。

この民間活力の導入の手法として、民間委託、民営化、NPO、指定管理者制度、PFIを積極的に推進し、また、「公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う」とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が施行されており、本市においても、その導入に取り組みます。

1. 民間委託の推進

本市では民間の持つノウハウを活用した効率的・効果的な行政運営を推進するため、民間委託に積極的に取り組んできました。特に、情報処理業務の委託や学校給食センター高津調理場の調理業務・配送業務委託など、施設の管理運営、定型的・専門的な業務などを中心に実施してきましたが、今後とも引き続き法適合性、行政責任の確保、市民サービスの確保（委託先との関係）、職員の勤務形態、経費の削減などについて検討し、行政サービスの質を維持、確保できるもの、人件費を含めた行政コストを削減できるもの等について、個別事業法・労働関係法による規制にも留意しつつ推進し、より一層の市民サービスの向上と事務事業の効率化を図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
131-1 民間活力導入指針の策定 市全体としてのサービスの質・量を確保しながら、民間活力の積極的・効果的導入を図るため、民間活力導入指針を策定します。	行財政改革推進課	策定			改訂		
131-2 バス運行業務の委託 福祉事業を行う団体へ貸し出す「福祉バス」の運行業務を委託します。	健康福祉課	調査 検討	実施				
131-3 選挙事務の民間活力の導入 選挙における投票の利便性の向上及び運営の効率性の向上のため、投票受付や案内等の業務に民間活力を導入します。	選挙管理委員会事務局		方針 決定	実施			

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
131-4 学校用務員の委託 退職者及び任用換えの状況に合わせて学校用務員を順次外部委託をし、人件費の削減を図ります。	教育総務課	一部実施	⇒	調査検討	⇒	一部実施	調査検討
131-5 給食調理業務の委託<村上第二調理場> 職員の退職状況に合わせて、給食調理業務を民間委託します。	給食センター		実施準備	実施			
131-6 給食調理業務の委託<村上調理場> 職員の退職状況に合わせて、給食調理業務を民間委託します。	給食センター			実施準備	実施		
131-7 図書館窓口の委託 平成16年度から緑が丘図書館で実施している窓口業務委託について、他の3館についても検討作業を行います。	生涯学習振興課	調査検討	方針決定				
131-8 焼却炉・粗大ごみ処理施設運転管理業務委託の拡大 粗大ごみ及び可燃ごみの搬入受付業務を職員の退職状況や関係部署との調整を図り、委託業務の契約更新時にあわせて委託業務の拡大を推進します。	清掃センター				調査検討	実施準備	実施

2. 民営化の推進

市が実施している事務事業について、法令等の改正により行政が実施主体となって行う必要性が減少している、民間によって同種のサービスが提供されていて行政が実施する必要性が薄れている等の事業において、民間が実施主体となってその役割を担うことが最良であり、また、担うことが充分可能なもので、行政が実施しなくても民間が実施することで充分補完できるものは民営化の可能性を検討し、推進します。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
132-1 公立保育園の民営化 運営の効率化と保育需要に適切に対応するため、公立保育園の民営化を「八千代市公立保育園民営化ガイドライン（基準）」に基づいて推進します。	元気子ども課 子育て支援課	調査検討	⇒	一園実施	⇒		
132-2 西八千代北部地区民間保育園の整備 西八千代北部地区の土地区画整理事業に伴う新たな保育需要に対応するため、用地を無償貸与し、民設民営の保育園を整備します。	子育て支援課				調査検討	法人選定	開園準備
132-3 認定こども園の設置 平成18年12月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され幼保一体型の「こども園」の設置が可能となったことから、これを設置することで待機児童の解消等、保育需要に対するサービスの拡充を図ります。	子育て支援課				設置事業開始	⇒	

3. 指定管理者制度の活用

市民サービスの向上及び経費の削減を図るため、「指定管理者制度導入に係るガイドライン」（平成17年7月策定）に基づき、管理委託を行っていた公の施設については平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しています。

また、現在、直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用を進めます。

なお、平成18年4月の導入時には3年間非公募とした施設については、公募による指定管理者の指定を検討し、更なる市民サービスの向上と経費の削減を図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
133-1 指定管理者制度の活用 外郭団体等に管理・運営を委託している公の施設は指定管理者制度への移行を検討します。市が管理・運営している施設においても、今後の施設がどうあるべきかを総合的に検討するとともに、指定管理者制度の活用を図ります。また、新たに公の施設を設置する場合にも積極的に指定管理者制度の活用を図っていきます。	総務課 （法務室） 関係各課	調査 検討					
			実施				

4. P F I 手法の活用

新規施設の建設や既存施設の改修等に当たっては、「八千代市 P F I 活用指針」（平成17年12月策定）に基づき、民間の資金やノウハウを活用し、設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うことや、従来公共が負担していたリスクを最もよく管理することができるものが管理することにより、低廉かつ良質な公共サービスの提供等を図ります。

その活用においては、①事業のリスク分担の明確化、② P F I 事業者に対する安易な出資及び損失補償を厳に慎む、③ P F I 事業選定の手続き・事業自体の透明性の確保等に留意し、「八千代市 P F I 事業推進会議」において導入の可能性について検討を行い、実施します。

なお、本市では、本市初となる P F I 事業として「八千代市立萱田南小学校」及び「総合生涯学習プラザ」を平成19年4月に開校、開設しております。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
134-1 萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設の整備・運営 (仮称)八千代市立萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設を整備するに当たって、施設の建設、維持管理及び運営の一部をPFI事業として実施します。	教育総務課 生涯学習振興課	実施	→		開校 開設		
134-2 リサイクルセンター整備事業における民間活力の導入 リサイクルセンター整備事業及び施設の運営管理業務に民間活力を導入し、経費の削減を図ります。	クリーン推進課	調査 検討	→			用地 取得	基本 計画 策定

5. 市場化テストの活用

市場化テストとは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に規定する「公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う」という仕組みで、競争環境をつくり出し、公共サービスの質の向上とコストの削減をめざし、その担い手は官民間問わず最も適した者に任せることを目的としたものです。

本市においても、「特定公共サービス」における市場化テスト導入の可能性について検証するとともに、法改正等の動向に留意しつつ、「特定公共サービス」以外の事務事業についてもサービスの質の向上とコストの削減を図るため、官民競争入札等の実施について検討を行います。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
135-1 市場化テストの導入の検討 市が実施する事務・事業について、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の導入を検討します。	行財政改革推進課				調査 検討	→	

第2章 効率的で質の高い執行体制

第1節 定員管理及び給与の適正化

平成17年度に策定した「新たな定員適正化計画」（計画年度：平成9年度から平成24年度，計画削減人員：200名）に基づき，職員の人材開発や意識改革を推進し，事務事業の見直し，組織・機構の簡素合理化，民間委託，IT化，外部人材の活用等効率的な行政運営により職員数を抑制し，行政改革推進法第55条第1項の数値目標である「4.6%以上の純減」を見直し，平成17年4月1日の職員数より4.8%（68人）以上の削減の着実な達成に向けて取り組むとともに，国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直し等を踏まえ，職員数の一層の純減を基調に，定員管理の更なる適正化を図ります。

職員給与については，行政改革推進法第56条第1項で「民間給与水準の的確な反映及び手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めること」とされており，国や県における給与構造の改革を踏まえ，市民の納得と支持が得られるよう，継続的に制度・運用・水準の適正化を図ります。

また，職員の福利厚生事業については，事業の内容や水準について市民の理解が得られるよう，常に点検・見直しを行い，適正な実施に努めます。

なお，給与，定員管理，人件費の状況，福利厚生事業については，その状況を適時，「広報やちよ」や市ホームページに掲載し，市民に公表してきましたが，今後とも市民が理解しやすい工夫を講じて公表します。

1. 定員管理の適正化

平成17年度以降に団塊の世代の職員の大量退職を迎えたなかであっても，行政サービスの向上を図りつつ，平成17年度に策定した「新たな定員適正化計画」に基づき，平成23年4月1日までに，平成17年4月1日の職員数より4.8%（68人）以上の削減に努め，定員管理の適正化を図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
211-1 定員管理の適正化 民間委託等の推進，情報化の推進，臨時的任用や再任用等各種人事制度を活用し，職員の適正配置により，定員管理の適正化を図ります。	職員課	実施	→				

2. 給与の適正化

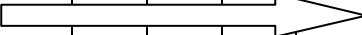
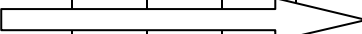
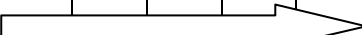
本市では、これまでも、厳しい財政状況に鑑み、特殊勤務手当の見直しや管理職の昇給延伸措置などを実施し、また、国や県における給与構造改革を踏まえた見直しを実施し、給与の適正化に努めてきました。

今後とも各業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度やその運用・水準の適正化を推進します。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
212-1 退職時特別昇給の廃止 退職時の特別昇給を廃止します。	職員課	実施					
212-2 退職手当の見直し 退職手当について、国に準じた支給率等に見直しを行います。	職員課		実施				
212-3 特殊勤務手当の見直し 特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しない特殊勤務手当について、内容の見直し及び適正化を行います。	職員課		実施	→			
212-4 技能労務職の給与の見直し 技能労務職の初任給基準の見直しを行います。	職員課		検討	→			
212-5 その他人件費の見直し 引き続き管理職手当の支給率の削減、時間外勤務手当の削減を行うとともに、県内各市、類似団体等との比較を行いながら、高齢層職員昇給抑制など給与構造改革の趣旨を踏まえた人件費の抑制に努めます。	職員課	実施	→				

第 2 節 人材育成の推進

地方分権改革や少子高齢化の進展，市民ニーズ，社会ニーズの多様化・高度化への対応に必要な企画力や政策形成能力，法務能力など多種多様な能力を有する人材を育成するため，「八千代市人材育成基本方針」（平成13年2月策定）を具体化した「八千代市人材育成アクションプラン」（平成16年3月策定）に基づき，人材を「人財」として，職員一人ひとりの意欲の向上を図り，その能力や可能性を引き出し，組織としての総合力を高め，市民の声に耳を傾け，地域協働のまちづくりを実現可能な職員づくりを進めるとともに，能力・実績を重視した新しい人事評価システムの構築に向けて引き続き取り組みます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
221-1 情報化研修の充実 研修体制及び研修内容を充実させて実施し，職員の情報リテラシーの向上を図り，事務処理の効率化，省力化及び市民サービスを向上させます。	情報管理課 関係各課	実施					
221-2 職員研修の充実 高い総合調整能力，政策形成能力を有する職員の育成や，新たな課題に果敢に挑戦するための職員の意識改革を推進するため，「八千代市人材育成基本方針」に基づき自己啓発，職場研修及び職場外研修の3つを研修制度の柱として，各種研修を実施します。	職員課	実施					
221-3 人事評価システムの構築 公務員制度改革との整合性を図りつつ，職員自らの能力開発や意識改革，あるいは能力・実績等の適正な評価に向け，目標管理を活用した人事評価システムの構築を図ります。	職員課	構築					

第3節 市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

組織機構については、地方自治の基本原則のもと、不断に見直しを行い、縦割り型組織にとらわれない目的別の「フラットな組織形態」を採用するなど、常に市民ニーズに対応した効率的・効果的に事務事業を処理できる「一人ひとりが考え行動する」組織体制の整備を推進します。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
231-1 公益通報制度の構築 市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的として、公益通報制度を構築します。	職員課 総務課	調査 検討	構築				
231-2 子ども行政（次世代育成）推進体制の整備 時代に合わせた子ども行政（次世代育成）推進体制を整備します。	元気子ども課	調査 検討	整備				
231-3 特定行政庁の設置 地域の特性を生かし、地域に密着した建築行政が可能となる、特定行政庁を設置します。	建築指導課	設置 準備	設置				
231-4 消防広域化の検討 消防の広域化に向けての調査・検討を行います。	消防総務課		調査 検討	→			
231-5 生涯学習振興課の設置 教育委員会が所管する社会教育（文化財等を除く）に関する事務を統合し、生涯学習に関する事務を総合的・一体的に行うため、「生涯学習振興課」を設置します。	生涯学習振興課				設置		
231-6 文化・スポーツ課の設置 文化・スポーツ行政の効率的な行政運営を推進するため、「文化・スポーツ課」を設置します。	文化・スポーツ課				設置		
231-7 環境政策室の設置 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭）の調査及び汚染防止対策に係る業務量の増加、地球温暖化など自然環境の問題に的確に対応するため、「環境政策室」を設置します。	環境保全課 (環境政策室)				設置		

第3章 財政の健全化

第1節 自主性・自立性の高い財政運営の確保

地方分権改革の進展や国の三位一体の改革など地方公共団体を取り巻く財政状況は、厳しさを増しています。これに加えて、少子高齢化、高度情報化社会への対応、循環型社会への対応などにより、新たな財政支出が見込まれるなど、財政の弾力性や余裕度を判断する指標の一つである経常収支比率は、適正とされる目安を上回り、財政の硬直化が進んでいます。

財政の硬直化は、行政資源の適正配分が困難となり、計画事業の見直しが必要となります。これらの状況から脱却するため、今後も積極的な自主財源の確保に努めるとともに、非効率と無駄を排し、目的を達成した事業の廃止・統合等を行います。

また、引き続き、義務的経費を含めた経常的経費の節減を行い、市債の適正な発行に努め、限られた財源の効率的・効果的な活用という基本姿勢を堅持した財政運営に努め、経常収支比率の目標値を91.0%以下とし、新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に示された健全化判断比率等を取り入れながら、財政の健全化を図ります。

1. 歳入の確保

地方税財政制度が大きな変革期を迎える中で、自主性・自立性の高い財政構造への転換を図るため、歳入面では、自主財源の拡充を図るべく、公平・適正な課税の確保及び徴収率の向上に努めるとともに、広告料収入等の新たな収入源の確保及び市有財産の積極的かつ計画的な利活用の検討、さらに、使用料・手数料をはじめとした受益者負担の適正化に努めます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
311-1 使用料及び手数料の見直し 他市との比較，市民生活への影響などを考慮しながら，公平性の確保と，受益者負担の原則にもとづき，定期的に改定の適否を含め，見直しに努めます。	財政課 関係各課	実施	→				
311-2 未利用市有財産の売却・有効活用 長期間，利用されていない土地等については，売却及び有効活用を検討します。	管財課	検討 実施	→				
311-3 広告料収入の確保 市有財産及び印刷物等に広告を掲載することを検討します。	財政課 関係各課	実施	→				

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
311-4 市税徴収率の向上 夜間電話催告、休日納税相談、訪問徴収等の徴収体制の強化を図るとともに、差し押さえ物件の公売等も視野に入れながら収入未済を縮減し、市税徴収率の目標値を92.0%とします。	納税課	実施	→				

2. 経費の節減合理化等財政の健全化

義務的経費、一般行政施策経費等の歳出全般の見直しを行い、目的を達成した事務事業の統廃合や市民と行政の役割分担の見直しなどにより、限りある行政資源を効率的・効果的投入し、さらなるコスト削減に努めるとともに、債務負担行為の抑制、市債の適正な発行等により、財政の健全化を図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
312-1 物件費の見直し 事務事業の見直しを図り、経費の削減に努めます。また、一般行政経費については、事業の統廃合なども視野に入れてさらなる見直しを進めコストの削減に努めます。	財政課 関係各課	実施	→				
312-2 公債費の適正管理 市債の適正な発行により、公債費負担比率を15.0%以下にすることを目標にします。	財政課	実施	→				
312-3 債務負担行為の抑制 設定等に留意しながら、抑制に努めます。また、複数年契約等に係る債務負担行為については、期間、効果額等を検討した上で設定します。	財政課 関係各課	実施	→				
312-4 財政調整基金 本来の財政調整機能としての役割を踏まえ、その確保と運用に努めます。	財政課	実施	→				
312-5 市債の適正な発行 平成18年度より、従来の起債許可制度から協議制度に移行し、地方公共団体の自己決定及び自己責任にもとづく資金調達となることから、中長期的な計画に基づき将来債務の負担を考慮し、適正な発行に努めます。 なお、減税補てん債及び臨時財政対策債については、将来の財政負担を考慮し、発行額を極力少なくすることに努めます。	財政課	実施	→				

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
312-6 特別会計の見直し 特定の収入をもって、特定の支出に充てる会計であるという原則にもとづき、一般会計と同一の基調に立った視点で健全化に努めます。	財政課 関係各課	実施					
312-7 普通建設事業費の見直し 新規の公共施設の建設は、PFIなど最も適切な事業手法を検討します。また、新たな事業を展開する時は、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、事業の廃止、縮小を併せて検討します。	財政課 関係各課	実施					
312-8 財政健全化判断比率の公表 地方公共団体の財政の健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の作成及び公表を行います。	財政課				実施		
312-9 財務4書類（公会計）の公表 情報開示及び財政危機への早期対応策として、平成21年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4書類の作成及び公表を行います。	財政課					実施	

3. 補助金等の整理合理化

「八千代市補助金等検討委員会」の提言を踏まえ、目的を達成したもの、効果が明確でないもの、実情に合わないものについて、統合・廃止を含めた見直しに努めます。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
313-1 補助金・扶助費の見直し 補助金等検討委員会の提言を踏まえ、目的を達成したもの、効果が明確でないもの、実情に合わないものについて、統合・廃止を含めた見直しに努めます。	財政課 関係各課	実施					

第2節 地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革

1. 地方公営企業の経営健全化

本市では、効率的な事業運営を進めるため、上・下水道事業の組織を一元化し、公共下水道特別会計を公営企業会計への移行を図るなど市民サービスの向上と定員の適正管理に努めています。

今後は、改めて経営の総点検を行い、中期経営計画の策定、業績評価の実施等により、計画性・透明性の高い企業経営の推進に努め、市民が求める上・下水道事業の施設水準・サービス水準・経営の効率化を図り、市民の理解と協力のもとに、更なる経営改革を進め、より一層の経営の健全化に努めます。

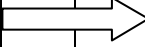
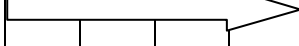
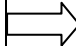
整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
321-1 定員管理の適正化 一般会計と連動して実施します。	経営企画課	実施					
321-2 給与制度・諸手当等の見直し 一般会計と連動して実施します。	経営企画課	実施					
321-3 組織・体制の見直し（上・下水道事業の組織の一元化） 下水道事業と水道事業を統合して、効率的な経営が図れるよう上下水道事業の組織を一元化します。	経営企画課	調査 検討	実施				
321-4 下水道特別会計の公営企業会計への移行 下水道事業の費用負担の明確化を図るため、企業会計へ移行します。	経営企画課		調査 検討		実施		
321-5 給水停止業務の委託 給水停止業務を委託し、経費の削減を図ります。	給排水相談課		実施				
321-6 浄水場・給水場の統廃合 適正な水運用と浄水場等水道施設の効率的な運営を図るため、中央浄水場と萱田給水場の統合を図り、中央浄水場を廃止するとともに、萱田給水場に配水池を築造します。	維持管理課	実施					
321-7 水質検査業務の委託 水質検査設備を有し、検査体制が確立されている専門の検査機関に委託することで、人件費や機器の取得に伴う経費の削減を図ります。	維持管理課	実施					
321-8 水道施設運転管理業務の委託 浄・給水場の運転管理業務を順次委託し、水道事業の合理化・効率化を図ります。	維持管理課	実施					

2. 公益法人等の改革

財団法人及び社団法人については、公益法人制度改革3法に規定する「公益社団法人及び公益財団法人」の認定等を受けて事業を継続していくことを基調に、団体の意義や役割、事業の状況、経営の状況等を再検討し、市の関与のあり方について見直しを行うとともに、職員数及び職員の給与に関する情報の公開等についても検討を行います。

また、公益法人制度改革3法に該当しない市が関与する団体、「株式会社 八千代市水道サービス」、「東葉高速鉄道 株式会社」、「社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会」については、設立の根拠法令の主旨等に沿って、団体の意義や役割、事業の状況、経営の状況等を再検討し、市が交付する補助金及び業務委託の内容等について、見直しを図ります。

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
322-1 財団法人 八千代市文化振興財団の改組 財団法人 八千代市文化振興財団の行政依存体質の脱却を図り、自立的で安定した経営基盤の強化と健全な運営に資するため、組織・機構を見直し、新たな財団法人 八千代市文化・スポーツ振興財団に改組します。	文化・スポーツ課	実施					
322-2 財団法人 八千代市文化・スポーツ振興財団 公益法人制度改革3法の趣旨に基づき、公益法人としての文化・スポーツ振興財団の意義や役割、経営状況等について再検討し、市の関与のあり方について見直しを図ります。	文化・スポーツ課				調査 検討	→	
322-3 財団法人 八千代市開発協会の健全性の確保 経営の健全性を高めるため事業運営、組織体制の見直しなどを実施します。	財政課	実施	→				
322-4 財団法人 八千代市環境緑化公社の設立 事業運営の健全性を高めるとともに、新たな事業を展開するため、財団法人 八千代市花と緑の基金と財団法人 八千代市衛生公社を統合して財団法人 八千代市環境緑化公社を設立します。	公園緑地課 クリーン推進課	設立 準備	設立				
322-5 財団法人 八千代市環境緑化公社 公益法人制度改革3法の趣旨に基づき、公益法人としての団体の意義や役割、経営状況等について再検討し、市の関与のあり方について見直しを図ります。	公園緑地課				調査 検討	→	

整理番号・取組項目・内容	推進部署	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
322-6 社団法人 八千代市シルバー人材センター 国の「高齢者就業機会確保事業」に基づき高齢者に対する就業機会の確保、提供を推進するとともに、会員数の増強、新分野・独自事業等の就業開拓、ボランティア等社会活動の重視など各種事業の取組みの推進を支援します。また、会員の自主的な事業運営の参画を推進することでセンター全体の自主的運営基盤を強化し、経費負担の補助金依存度を減少する事業運営により、経営の健全化を促進します。	長寿支援課				調査 検討		
322-7 株式会社 八千代市水道サービス 下水道施設の維持管理業務の拡大や業務の効率化を図り、経営の健全化を促進します。	経営企画課		実施				
322-8 東葉高速鉄道 株式会社 本市の街づくりに東葉高速鉄道は多大な貢献をしており、沿線自治体として東葉高速鉄道の経営の安定は不可欠であるとの方針のもと、自治体の厳しい財政状況や社会経済情勢の変化に見合った経営支援のあり方について、千葉県、船橋市とともに経営の安定に向けた支援の見直しを検討します。	総合企画課	実施					
322-9 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会 団体の役割、事業内容等を再検討するよう促し、委託業務と補助金については、成果の関連性を明確にし、より効果的な補助金の交付等に努めます。	健康福祉課				調査 検討	実施	

八千代市行財政改革大綱第3期推進計画書
(第2次改訂版) ～集中改革プラン～

発行日／平成20年3月
発行／八千代市
編集／総務企画部 行財政改革推進課
住所／〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
TEL 047-483-1151 (代表)
FAX 047-484-8824
E-mail gyoukaku@city.yachiyo.chiba.jp

